

「港湾工事共通仕様書」一部改訂

平成18年4月1日適用

平成18年4月

共通仕様書訂正の該当項目				原 文	改 訂 (案)				
ページ	分類	項 目							
1	2-21	共通編 (総則)	1-1-2 用語の定義	16. 「 <u>掲示</u> 」とは、…	16. 「 <u>提示</u> 」とは、…				
2	2-37	共通編 (総則)	1-1-35 工事の測量	1. 請負者は、工事着手後直ちに自らの費用で設計図書で示された、	1. 請負者は、工事着手後直ちに自らの費用で設計図書に示された、				
3	2-41	共通編 (総則)	1-2-2 現場管理	4. 請負者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械を設計図書で使用を義務づけている場合には…以降原文どおり	4. 請負者は、当該工事において、建設工事に伴う騒音振動対策指針(建設大臣官房技術審議官通達、昭和62年3月30日)によって低騒音型・低振動型建設機械の使用を設計図書で義務づけている場合には…以降原文どおり				
4	2-41	共通編 (総則)	1-2-2 表:備考欄 現場管理	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>備 考</td></tr> <tr><td>ディーゼルエンジン(エンジン 出力7.5kW以上260kW以下)を搭 載した建設機械に限る。</td></tr> </table>	備 考	ディーゼルエンジン(エンジン 出力7.5kW以上260kW以下)を搭 載した建設機械に限る。	<table border="1" style="width: 100%; text-align: center;"> <tr><td>備 考</td></tr> <tr><td>ディーゼルエンジン(エンジン 出力7.5kW以上260kW以下)を搭 載した建設機械に限る。</td></tr> </table>	備 考	ディーゼルエンジン(エンジン 出力7.5kW以上260kW以下)を搭 載した建設機械に限る。
備 考									
ディーゼルエンジン(エンジン 出力7.5kW以上260kW以下)を搭 載した建設機械に限る。									
備 考									
ディーゼルエンジン(エンジン 出力7.5kW以上260kW以下)を搭 載した建設機械に限る。									
5	2-42	共通編 (総則)	第2節 施工管理 (最後に追記) (特記事項の一部を共通仕様書へ記載)	無し	11. 施工に際し請負者は、直轄港湾事業のイメージアップの趣旨を理解し、適正に工事を実施しなければならない。なお、実施にあたっては事前に監督職員と協議しなければならない。				
6	2-43	共通編 (総則)	1-2-8 出来形管理	3. 工事目的物等の出来形管理を特記仕様書及び「港湾工事……	3. 工事目的物等の出来形管理を設計図書及び「港湾工事……				
7	2-44	共通編 (総則)	1-2-9 写真管理	3. 請負者は…… なお、電子媒体を提出する場合は、 <u>原本としてCD-ROM又はMO(230Mb以下)を、その記録画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)をそれぞれ原則とし、これ以外による場合には監督職員の承諾を得なければならない。</u>	3. 請負者は…… なお、電子媒体を提出する場合は、 <u>原則としてCD-ROMにより提出しなければならない。</u> 記録画像ファイル形式はJPEG形式(非圧縮～圧縮率1/8まで)を原則とし、これ以外による場合には監督職員の承諾を得なければならない。				
8	2-45	共通編 (総則)	1-2-10 環境保全	4. 請負者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならぬ (原文無し)	4. 請負者は、工事に使用する作業船等から発生した廃油等を「海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律」に基づき、適切な措置をとらなければならぬ <u>請負者は、「作業船団の運航に伴う環境保全対策マニュアル(社)日本海上起重技術協会」を参考にし、工事施工中の環境保全に努めなければならない。</u>				
9	2-45	共通編 (総則)	1章2節 建設副産物 7行目	2. 請負者は産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(マニフェスト)により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員に提示しなければならない。	2. 請負者は産業廃棄物が搬出される工事にあたっては、産業廃棄物管理票(紙マニフェスト) <u>または電子マニフェスト</u> により、適正に処理されていることを確認するとともに、監督職員に提示しなければならない。				

	共通仕様書訂正の該当項目			原 文	改 訂 (案)
	ページ	分類	項 目		
10	2-47	共通編 (総則)	1-3-1 適用	1. ……「作業船団安全運行指針(社)日本海上起重技術協会」……	1. ……「作業船団安全運航指針(社)日本海上起重技術協会」……
11	2-48	共通編 (総則)	1-3-3 安全教育及び 安全訓練等の実施	3. 請負者は……監督職員に通知しなければならない。	3. 請負者は……監督職員に提出しなければならない。
12	2-50	共通編 (総則)	2-3-2 砂	図2-1 縦軸名称 "フルイ通過重量百分率(%)"	図2-1 縦軸名称 "フルイ通過質量百分率(%)"
13	2-57	共通編 (材料)	2-6-1 一般事項	2. 請負者は、鋼材を……するとともに防食しなければならない。	2. 請負者は、鋼材を…するとともにシート等で腐食対策をしなければならない。
14	2-64	共通編 (総則)	2-13-1 ゴム防舷材	3. (1) (1)ゴムの物理的性質は、「表2-9ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。	本文に特記仕様書による規定を追記。(本省) (1)ゴムの物理的性質は、「表2-9ゴムの物理的性質」の規格に適合しなければならない。「表2-9ゴムの物理的性質」によりがたい場合は、設計図書の定めによるものとする。
15	2-68	共通編 (総則)	2-17-5 暑中コンクリート	1. コンクリートの種類及び品質は、……を適用するものとする。	1. コンクリートの種類及び品質は、……の規定によるものとする。
16	2-69	共通編 (総則)	2-17-5 暑中コンクリート	4. 遅延剤及び流動化剤等を使用する場合は、土木学会JSCE-D101によるものとし、遅延材を使用する場合には…以降原文どおり	4. 遅延剤及び流動化剤等を使用する場合は、土木学会JSCE-D101によるものとし、遅延剤を使用する場合には…以降原文どおり
17	2-78	共通編 (総則)	3-2-2 水質汚濁防止	1. 請負者は、設計図書の定めにより、汚濁防止膜を設置するものとする。	1. 請負者は、設計図書の定めにより、水質汚濁防止膜を設置するものとする。
18	2-79	共通編 (総則)	4章2節 適用すべき諸基準 17行目	国土交通省 レディーミクストコンクリートの品質保証について	国土交通省 レディーミクストコンクリートの品質確保について
19	2-80	共通編 (総則)	4-3-2 工場の選定	1. 技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技師等)…	1. 技術的業務を実施する能力のある技術者(コンクリート主任技士等)…
20	2-93	共通編 (総則)	4-12-1 一般事項	…第1編第4勝第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサ船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬打設工及び第11節型枠・支保及び足場工の規定によるものとする。	…第1編第4勝第3節レディーミクストコンクリート、第4節コンクリートミキサ船、第5節現場練りコンクリート、第6節運搬打設工及び第11節型枠及び支保工の規定によるものとする。
21	2-98	共通編 (総則)	4-14-5 品質管理	3. コンクリートの試験 (4)フレッシュコンクリートのスランプフロー…以降原文どおり	3. コンクリートの試験 (4)フレッシュコンクリートのスランプフロー…以降原文どおり

共通仕様書訂正の該当項目				原文	改訂(案)				
ページ	分類	項目							
22	2-126	共通編 (総則)	5-3-19 コンクリート舗装工	(5)②補設は、降雨、降霜又は凍結している路盤上に行なってはならない。	(5)②補設は、降雨、降霜又は凍結している路盤上に行ってはならない。				
23	2-138 その他	共通編 (総則)	5-6-6 基礎ブロック工 2. 基礎ブロック据付	(1)仮置場所は、設計図書の前記によるものとする。なお、請負者は、仮置場所の突起等の不陸を均さなければならない。	削除				
24	2-143	共通編 (総則)	5章7節 5-7-3 ケーソン進水据付 (6. 回航・えい航)	(4)沈設仮置してあるケーソン浮上時の排水は、各室の水位差を1m以内とする。 (15)請負者は、ケーソン内の水を、排水しなければならない。排水は各室の水位差を1m以内とする。	(4)請負者は、沈設仮置してあるケーソン浮上時の排水は、各室の水位差を1m以内とする。 (15)請負者は、沈設仮置してあるケーソン浮上時の排水は、各室の水位差を1m以内とする。				
25	2-147	共通編 (総則)	5-9-4 プレパックドコンクリート工	プレパックドコンクリート工の施工については、第1編第4章第15編プレパックドコンクリートの規定によるものとする。	プレパックドコンクリート工の施工については、第1編第4章第15編プレパックドコンクリートの規定によるものとする。				
26	2-160	共通編	5-17-3 防舷材工 (製造年月に修正)	ニ) 請負者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。 (イ)形状寸法(高さ、長さ) (ロ)製造年月日又はその略号	ニ) 請負者は、ゴム防舷材本体には、次の事項を表示しなければならない。 (イ)形状寸法(高さ、長さ) (ロ)製造年月日又はその略号				
27	2-170		5-24-3 撤去工	1. 水中コンクリート撤去 (1)請負者は、水中コンクリート構造物を取り壊し及び・・・以降原文どおり	1. 水中コンクリート撤去 (1)請負者は、水中コンクリート構造物を取壊し及び・・・以降原文どおり				
28	2-175	港湾編	1章3節 文字を詰める。	本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工バックホウ浚渫工その他これらに類する工種について定めるものとする。	本節は、浚渫工としてポンプ浚渫工、グラブ浚渫工、硬土盤浚渫工、岩盤浚渫工バックホウ浚渫工その他これらに類する工種について定めるものとする。				
29	2-209	品質管理 [参考]	用語の定義	品質管理基準の各項目に、「JIS工場」と記載	「JISマーク表示認定工場」				
30	2-220	品質管理	5. 鋼材 5-1 2)鋼管矢板 「管理項目」	<table border="1"> <tr><td>管理項目</td></tr> <tr><td>本体・付属品の化学成分、 機械的性質</td></tr> </table>	管理項目	本体・付属品の化学成分、 機械的性質	<table border="1"> <tr><td>管理項目</td></tr> <tr><td>本体の化学成分、機械的性質</td></tr> </table>	管理項目	本体の化学成分、機械的性質
管理項目									
本体・付属品の化学成分、 機械的性質									
管理項目									
本体の化学成分、機械的性質									
31	2-220	品質管理	5. 鋼材 5-1 3)鋼管杭 「管理項目」	<table border="1"> <tr><td>管理項目</td></tr> <tr><td>本体・付属品の化学成分、 機械的性質</td></tr> </table>	管理項目	本体・付属品の化学成分、 機械的性質	<table border="1"> <tr><td>管理項目</td></tr> <tr><td>本体の化学成分、機械的性質</td></tr> </table>	管理項目	本体の化学成分、機械的性質
管理項目									
本体・付属品の化学成分、 機械的性質									
管理項目									
本体の化学成分、機械的性質									

共通仕様書訂正の該当項目				原文	改訂(案)																																
ページ	分類	項目																																			
32	2-234	品質管理	12. 防舷材 12-1 1) ゴム防舷材	材質: 測定頻度 製造前 性能: 測定頻度 搬入前 形状寸法: 長さ、幅、高さ、肉厚、ボルトの穴径及び中心間隔等 : 管理内容 形状寸法: 備考 様式・品質12-1(例)参照 別紙(例)参照	製造前 <u>ロットに使用した練りゴムより試料1セット</u> 搬入前 <u>10本に1本</u> 長さ、幅、高さ、肉厚(測定可能なもの)、ボルトの穴径及び中心間隔等 <u>製造工場の測定結果表により確認し、様式・品質12-1(例)は参考</u>																																
33	2-232	品質管理 11. 防食材料	11-1 アルミニウム合金陽極 (品質規格の許容範囲に±が記入されていない。)	<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品質規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監督員が承諾した図面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監督員が承諾した図面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各陽極の形状寸法の許容範囲は5%以内とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各陽極の質量の許容範囲は2%以内とし...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>..下回ってはならない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ただし、陽極1個の...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>...陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品質規格		監督員が承諾した図面		監督員が承諾した図面		各陽極の形状寸法の許容範囲は5%以内とする。		各陽極の質量の許容範囲は2%以内とし...		..下回ってはならない。		ただし、陽極1個の...		...陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。		<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="2">品質規格</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>監督員が承諾した図面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>監督員が承諾した図面</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>..下回ってはならない。</td> <td></td> </tr> <tr> <td>ただし、陽極1個の...</td> <td></td> </tr> <tr> <td>...陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品質規格		監督員が承諾した図面		監督員が承諾した図面		各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする。		各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし...		..下回ってはならない。		ただし、陽極1個の...		...陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。	
品質規格																																					
監督員が承諾した図面																																					
監督員が承諾した図面																																					
各陽極の形状寸法の許容範囲は5%以内とする。																																					
各陽極の質量の許容範囲は2%以内とし...																																					
..下回ってはならない。																																					
ただし、陽極1個の...																																					
...陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。																																					
品質規格																																					
監督員が承諾した図面																																					
監督員が承諾した図面																																					
各陽極の形状寸法の許容範囲は±5%以内とする。																																					
各陽極の質量の許容範囲は±2%以内とし...																																					
..下回ってはならない。																																					
ただし、陽極1個の...																																					
...陽極質量の許容範囲は±4%の範囲とする。																																					
34	2-278	出来形管理	1-1-2 敷砂均し	測定方法: 水中部; スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測	測定方法: 水中部; スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定 (その他の項目についても同様に修正)																																
35	2-280	出来形管理	1-1-3 載荷土砂	測定方法: 水中部; スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機により測定	測定方法: 水中部; スチールテープ、間縄、レッド又は音響測深機等により測定																																
36	2-284	出来形管理	1-3-1 深層混合処理杭	硬化材吐出量	固化材吐出量																																
37	2-326	出来形管理	13-1-2 被覆石均し (2.被覆石均しの下線削除)	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>管理項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被覆石</td> <td>天端面</td> </tr> <tr> <td>2. 被覆石均し</td> <td>法面</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法面</td> </tr> <tr> <td></td> <td>天端面</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延長</td> </tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	1. 被覆石	天端面	2. 被覆石均し	法面		法面		天端面		延長	<table border="1"> <thead> <tr> <th>工種</th> <th>管理項目</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>1. 被覆石</td> <td>天端面</td> </tr> <tr> <td>2. 被覆石均し</td> <td>天端面</td> </tr> <tr> <td></td> <td>法面</td> </tr> <tr> <td></td> <td>天端幅</td> </tr> <tr> <td></td> <td>延長</td> </tr> </tbody> </table>	工種	管理項目	1. 被覆石	天端面	2. 被覆石均し	天端面		法面		天端幅		延長								
工種	管理項目																																				
1. 被覆石	天端面																																				
2. 被覆石均し	法面																																				
	法面																																				
	天端面																																				
	延長																																				
工種	管理項目																																				
1. 被覆石	天端面																																				
2. 被覆石均し	天端面																																				
	法面																																				
	天端幅																																				
	延長																																				

共通仕様書訂正の該当項目				原文				改訂(案)																											
ページ	分類	項目																																	
38	2-326	出来型管理	13-2 被覆ブロック工 1. 被覆ブロック製作	管理項目 ブロック外観 (異形ブロック)	測定方法 観察	測定密度 全数	測定単位 …	管理項目 ブロック外観 (異形ブロック)	測定方法 観察	測定密度 10個に 1個以上 測定	測定単位 …																								
39	2-334	出来型管理	16-2 消波ブロック工 1. 消波ブロック製作	管理項目 ブロック外観 (異形ブロック)	測定方法 観察	測定密度 全数	測定単位	管理項目 ブロック外観 (異形ブロック)	測定方法 観察	測定密度 10個に 1個以上 測定	測定単位																								
40	2-336	出来形管理	17-2 裏埋材	17-2 裏埋材				17-2 裏埋工																											
41	2-352	出来形管理						様式・出来形17-3-1を様式15-3-1の後へ																											
42	2-368	出来形管理 様式・出来形	1-10-2(2) 鋼杭出来形管理表 (様式の「打設年月日」の次列 に挿入)	・表中に「杭頭中心位置」と標記				<table border="1"> <thead> <tr> <th colspan="6">杭頭中心位置 (m)</th> </tr> <tr> <th colspan="2">設計値</th> <th colspan="2">実測値</th> <th colspan="2">差</th> </tr> <tr> <th>法線直角 方向</th> <th>法線平行 方向</th> <th>法線直角 方向</th> <th>法線平行 方向</th> <th>法線直角 方向</th> <th>法線平行 方向</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> </tr> </tbody> </table>				杭頭中心位置 (m)						設計値		実測値		差		法線直角 方向	法線平行 方向	法線直角 方向	法線平行 方向	法線直角 方向	法線平行 方向						
杭頭中心位置 (m)																																			
設計値		実測値		差																															
法線直角 方向	法線平行 方向	法線直角 方向	法線平行 方向	法線直角 方向	法線平行 方向																														
43	2-368	出来形管理 様式・出来形	1-10-2(2) 鋼杭出来形管理表 (1行での記載に修正)	打設 年月 日				打設年月日																											
44	3-73	様式集	別紙1	尹以女 中 危害を加えた者				尹以女 中 危害を受けた者																											
45	3-66	様式集	様式番号51 業務確認書	(標下段欄外の注書き) 設計図書(共通仕様書、特記仕様書)に明示された指示、承諾、協議 等の確認事項を記入する。				(標下段欄外の注書き) 設計図書に明示された、「提出・提示・通知・指示・協議・承諾・承認・ 確認」の事項を記入する。 なお、設計図書に記載が無い任意事項については、対象外とする。																											